開発行為許可申請書添付図書

チェック	図書の種類	様式・縮尺等	明示すべき事項	自己居住用	自己業務用	その他	備　　考
□	開発許可申請書	規則別記 様式第２ ※ＤＬ可	９欄に許可等の状況を記入	○	○	○	
□	委任状	任意 ※ＤＬ可	委任する者の住所、氏名及び資格並びに委任する内容を記載し、委任者の記名をすること	○	○	○	
□	設計者の資格申告書	細則 様式第６ ※ＤＬ可	１ヘクタール以上の開発行為を行う場合の設計図書は、法第31条で定められた資格を有する者の作成したものでなければならない 当該資格を証する書類の写しを添付	△	△	△	
□	設計説明書	細則 様式第４ ※ＤＬ可		×	○	○	
□	従前の公共施設一覧表	細則 様式第４ ※ＤＬ可		○	○	○	
□	新設する公共施設一覧表	細則 様式第４ ※ＤＬ可		○	○	○	
□	付替えする公共施設一覧表	細則 様式第４ ※ＤＬ可		○	○	○	
□	実測図に基づく公共施設の新旧対照図	1/500 以上	方位、開発区域の境界（赤色枠）、既存・新設の公共施設の位置及び対象番号 ※次の表のとおり色分けを行う 色分け／新設／既存／廃止 道路／赤色／茶色／黄色 水路／緑色／青色／空色	○	○	○	既存、新設、又は付替えする公共施設がある場合に限る
□	公共施設の所有者及び管理者の同意書・協議			○	○	○	公共施設（道路、公園、下水道等）の整備がある場合に限る
□	水路占用の許可書又は道路工事承認書の写し		水路占用許可又は道路工事承認を受ける（受けた）場合に添付すること。	○	○	○	
□	排水同意書の写し		排水同意が必要な場合にその写しを添付	○	○	○	
□	開発区域内の土地の登記事項証明書		法務局が発行する全部事項証明書 仮換地又は一時利用地の場合は、その証明書も添付 インターネットによる取得は不可	○	○	○	発行から３か月以内のもの
□	同意を得たことを証する書類	細則 様式第５ ※ＤＬ可	施行の妨げとなる権利（所有権・抵当権・根抵当権等）を有する者の同意	○	○	○	
□	法第34条各号に適合することを証する書類			○	○	○	市街化調整区域の場合
□	資金計画書（１） 〃　（２）	規則別記 様式第３ ※ＤＬ可	収支計画 年度別資金計画	×	△	○	
□	申請者の資力・信用に関する申告書	細則 様式第２ ※ＤＬ可	資産の状況欄へは発行済株式数を記入（法人）個人の場合は記入しなくてよい。 添付書類　法人：住民票の写し又は個人番号カードの写し、登記事項証明書、法人事業税及び地方法人特別税並びに都道府県民税の納税証明書	×	△	○	※1

チェック	図書の種類	様式・縮尺等	明示すべき事項	自己居住用	自己業務用	その他	備　　考
			個人：住民票の写し又は個人番号カードの写し、個人事業税及び都道府県民税の納税証明書				
□	工事施行者の能力に関する申告書	細則 様式第３ ※ＤＬ可	添付書類　法人：住民票の写し又は個人番号カードの写し、登記事項証明書	×	△	○	工事施行者とは開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう ※1
			個人：住民票の写し又は個人番号カードの写し				
□	開発区域位置図	1/50,000以上	方位、開発区域とその位置、主要道路、主要交通機関からの経路名称、排水先の河川への経路及び河川名、学校、その他目標となる地物、設計者記名	○	○	○	開発区域区域図と兼用可
□	開発区域区域図	1/2,500以上	方位、都道府県界、市町村界、都市計画区域界、地形、開発区域の境界（赤色枠）、設計者記名	○	○	○	
□	土地の公図の写し		開発区域の境界（赤色枠）並びに土地の地番及び形状 インターネットによる取得の場合は取得方法、取得日、設計者記名	○	○	○	発行から３か月以内のもの
□	実測図		方位、縮尺、土地家屋調査士等測量者（作成者）記名 地積測量図の証明書で可	○	○	○	
□	現況図	1/2,500以上	方位、地形、開発区域の境界（赤色枠）、開発区域及びその周辺の公共施設、設計者記名	○	○	○	
			高さ10m以上の健全な樹木又は樹木の集団及び高さ１ｍを超える切土又は盛土部分の表土の状況	△	△	△	
□	土地利用計画図	1/1,000以上	方位、開発区域の境界（赤色枠）、工区界、開発区域内の公共施設の位置、形状及び面積、開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員、排水施設の位置、形状及び水の流れの方向、消防水利の位置及び形状、調整池の位置及び形状、予定建築物の用途及び敷地の形状、公益的施設の位置、地盤の高さ、擁壁等の位置及び種類、法面（がけを含む）の位置及び形状、占用許可・承認工事のある場合はその区域・許可番号、設計者記名	○	○	○	「がけ」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度を成す土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。（以下同じ。）
			樹木又は樹木の集団並びに緩衝帯の位置及び形状	△	△	△	
□	造成計画平面図	1/1,000以上	方位、開発区域の境界（赤色枠）、切土（茶色）又は盛土（緑色）をする土地の部分、擁壁・がけの位置、道路の位置・形状・幅員・勾配・記号、縦横断線の位置と記号、工区界、地形（等高線）、宅地の地盤高及び面積、設計者記名	○	○	○	小規模の場合は土地利用計画図と兼用可 30ｃｍを超える造成範囲を示した図面も作成すること。
			切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときはその部分を図示	△	△	△	
□	造成計画断面図	1/1,000以上	切土（茶色）又は盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・がけの位置、設計者記名	○	○	○	
□	道路縦断図	1/500以上	測点、勾配、計画高、単距離、追加距離、縦断曲線及び平面曲線	○	○	○	
□	道路横断図	1/50以上	路面・路盤の詳細、雨水桝及び取付管の形状、道路側溝の位置・形状及び寸法、埋設管の位置、道路幅員及び横断勾配	○	○	○	
□	排水施設計画平面図	1/500以上	開発区域の境界（赤色枠）、排水区域の区域界、排水施設の位置・形状・種類及び材料、道路側溝その他の排水施設の位置・形状及び種類、排水管の管径及び勾配、マンホールの位置及びマンホール間距離、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称・位置及び形状、予定建築物の形状及び計画高、法面（がけを含む）又は擁壁の位置及び種類、設計者記名	○	○	○	
			排水施設の記号、集水系統ブロック別の記号	△	△	△	
□	排水施設縦断図	1/500以上	マンホール記号、マンホールの種類・位置及び深さ、排水渠勾配、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管底高	○	○	○	

チェック	図書の種類	様式・縮尺等	明示すべき事項	自己居住用	自己業務用	その他	備　考
□	排水施設構造図	1/50以上	構造詳細図（開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水桝、吐口）	○	○	○	終末処理施設を設置する場合は、その図書を添付すること。
□	給水施設計画平面図	1/500以上	開発区域の境界（赤色枠）、給水施設の位置・形状・種類及び材料、給水管の管径及び取水方法、消火栓の位置、設計者記名	×	○	○	小規模の場合は排水施設計画平面図と兼用可
□	がけの断面図	1/50以上	がけの高さ・勾配及び土質（土質の種類が２以上である時は、それぞれの土質及びその地層の深さ）、切土又は盛土する前の地盤面並びにがけ面の保護の方法、設計者記名	○	○	○	切土で高さ２ｍ、盛土で高さ１ｍ及び切土と盛土合わせて高さ２ｍをそれぞれ超える場合に添付すること。
□	擁壁の断面図	1/50以上	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、水抜き穴の寸法・間隔、基礎杭の位置・材料及び寸法、設計者記名	○	○	○	原則として構造計算書を添付する（練積み造は除く） 認定製品を使用する場合は認定書等の写しを添付
□	擁壁の展開図	1/50以上	擁壁の寸法、水抜き穴の位置及び材料並びに内径、透水層の位置及び寸法、前面及び背面の地盤線、根入れ深さ、形状・高さ・伸縮継目・隅角部の補強	○	○	○	
□	防火水槽構造図	1/50以上		×	○	○	
□	防災工事計画平面図	1/1,000以上	方位、等高線、計画道路線、段切位置、ヘドロ除去位置、除去深さ、防災施設の位置・形状・寸法及び名称、流土計画、工事中の雨水排水経路、防災措置時期及び期間	△	△	△	
□	防災施設構造図	1/100以上		△	△	△	
□	流量計算書			△	△	△	
□	その他市長が必要と認める図書			○	○	○	

注：設計図には作成した者の記名押印をしてください。
原則として、許可申請書（正本）に図書原本を添付してください。
「ＤＬ可」とある様式は、碧南市建築課のホームページからダウンロードすることができます。
土地利用計画図は開発登録簿用に利用しますので、申請以外に１部添付してください。
※１：盛土規制法の規制対象となる場合は、面積によらず添付

○：添付必要
△：１ha以上の開発許可の場合必要
×：添付不要